

幼稚園施設整備指針の改訂について

改訂の背景

平成21年4月から、子どもたちの「生きる力」の基礎をより一層はぐくむことを目指し、新しい幼稚園教育要領が実施されています。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して幼児が体験を重ねられるよう、一人一人に応じた総合的な指導を行うという基本的な考え方を、今回の幼稚園教育要領の改訂では充実発展させています。

この幼稚園教育要領の改訂や、地球温暖化等の環境問題など社会状況の変化等に対応するため、平成21年6月から、文部科学省において、現行の幼稚園施設整備指針の見直しを行うための検討が進められ、平成22年2月に幼稚園施設整備指針が改訂されました。

学校施設整備指針とは

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計における留意事項を示したものです。

改訂の概要

■幼稚園教育要領改訂への対応

多様な生活体験が可能となる環境の整備

- ・緑化スペースを園全体に積極的かつ効果的に取り入れた施設計画
- ・変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる園舎・園庭

家庭や地域と連携した施設整備の充実

- ・地域の幼児教育センターとしての役割や機能を一層充実した施設計画
- ・長時間園内に滞在することに配慮した、預かり保育のための空間

幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続への対応

- ・近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設計画

■社会状況の変化への対応

子どもの体力向上のための空間

- ・屋内外の空間的な連続性や回遊性に配慮した園庭の計画や遊具の配置

情報環境の充実

- ・必要に応じ、幼児の興味・関心を広げたり、校務情報化を推進したりするため、情報機器の導入が可能となる施設計画

特別支援教育の推進への配慮

- ・個々の障害の状態に応じた多様な活動に柔軟に対応でき、ゆとりをもってかかわることのできる施設計画

環境面からの持続可能性への配慮

- ・環境負荷の低減や自然との共生等を考慮し、教材としての活用も念頭においた施設計画